

平成 16 年 10 月 4 日

## 年金扶養比率について

年金扶養比率は、一人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

「老齢・退年相当の受給権者」の年金額の合計は、制度全体の年金額の合計の8割程度を占めており、年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す財政指標として意味のある指標である。

しかしながら、年金制度には他にも遺族年金や障害年金があり、それらを受給している人数は上記指標には含まれていないため、年金制度全体を捉える指標として不十分ではないかとの指摘があり、技術作業委員会において議論を行った。その結果、以下のようにすることとした。

- ・ 過去との比較をする際の継続性から、**従来から用いている年金扶養比率は引き続き使用する。**
- ・ 「老齢給付」、「障害給付」、「遺族給付」の各**年金種別費用率**を、年金扶養比率を補完する新しい指標とする。

## 年金種別費用率

各年金種別費用率を以下のように定義し、年金扶養比率を補完する指標とする。

・ <b>老齢費用率</b> =	$\frac{\text{（実質的な支出－国庫・公経済負担）のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額*}}$
・ <b>障害費用率</b> =	$\frac{\text{（実質的な支出－国庫・公経済負担）のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額*}}$
・ <b>遺族費用率</b> =	$\frac{\text{（実質的な支出－国庫・公経済負担）のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額*}}$

（拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

\* 上式の「標準報酬総額」は、平成 14 年度までは標準報酬ベース、平成 15 年度以降は総報酬ベースである。

※総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

(参考)

上記の定義に基づき、平成14年度の各年金種別費用率を推計した。

年金種別費用率 (粗い推計)

(厚生年金)

年金扶養比率：3.17

	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年金種別費用率	11.7%	0.2%	2.5%
年金種別費用率比	81.1%	1.3%	17.6%
(参考：年度末受給者年金総額構成比)	81.5%	1.3%	17.2%

※総合費用率は19.8%

(国家公務員共済)

年金扶養比率：1.81

	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年金種別費用率	14.5%	0.1%	2.9%
年金種別費用率比	82.7%	0.8%	16.5%
(参考：年度末受給者年金総額構成比)	79.7%	0.8%	19.5%

※総合費用率は22.1%

(地方公務員共済)

年金扶養比率：2.16

	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年金種別費用率	11.6%	0.1%	1.8%
年金種別費用率比	85.6%	1.0%	13.5%
(参考：年度末受給者年金総額構成比)	82.7%	0.8%	16.5%

※総合費用率は17.5%

(私学共済)

年金扶養比率：5.60

	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
年金種別費用率	8.2%	0.1%	1.5%
年金種別費用率比	84.3%	0.9%	14.8%
(参考：年度末受給者年金総額構成比)	84.5%	0.8%	14.6%

※総合費用率は14.2%

(注) 1. 上記は、いずれも事務局による推計値である。

2. 厚生年金の給付費の按分については、基金代行分を含んだベースで推計している。

3. 年金種別費用率比は、年金種別費用率計に占める当該年金種別費用率の比である。

別添

## 技術作業委員会で検討された他の案

### 案1 年金扶養比率の改良

(年金扶養比率の分母「年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)」を変更する案)

案1-1 「年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)」の集計範囲を変更する案

(視点1)受給権者を「65歳以上」に限定するか。

(視点2)老齢・退職年金(老齢・退年相当)に限っている年金種別をどこまで広げるか。

- A 全受給権者を対象とする(①+②+③+④+⑤+⑥)
- B 老齢年金(老齢・退年相当)+1・2級の障害年金+配偶者等の遺族年金の受給権者を対象とする(①+③+⑤)
- C 老齢年金(老齢・退年相当)+配偶者等の遺族年金の受給権者を対象とする(①+⑤)
- D 老齢年金(老齢・退年相当)の受給権者のみを対象とする(①)

概念図

	老齢(退職)年金		障害年金		遺族年金	
	老齢相当	通老相当	1・2級	3級	配偶者等	子
65歳以上	①	②	③	④	⑤	⑥
65歳未満	①	②	③	④	⑤	⑥

案1-2 「年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)」に、修正する比率を乗じる案

分母を

「老齢・退年相当の受給権者数

$$\times \frac{\text{全受給権者の年度末年金額の合計(基礎年金を含む)}}{\text{老齢・退年相当の年度末年金額の合計(基礎年金を含む)}}$$

に変更する。

## 案2 年金扶養比率を補完する新しい指標

### ① 年金種別別構成比（例えば、老齢年金：障害年金：遺族年金）

- ・ 受給権者数ベース
- ・ 年金総額ベース

### ②

老齢・退年相当の年度末年金額の合計（基礎年金を含む）

全受給権者の年度末年金額の合計（基礎年金を含む）